

白河市商店街ショーウインドー設置補助金交付要綱

令和6年4月30日要綱第8号

(趣旨)

第1条 この要綱は、中心市街地の魅力向上及び夜間の賑わい創出を図るため、照明付きショーウインドーの設置に要する費用の一部を補助する白河市商店街ショーウインドー設置補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付することについて、白河市補助金等交付規則（平成17年白河市規則第39号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 店舗等 店舗及び店舗併用住宅で、補助金交付申請時において中心市街地内で営業が行われているものをいう。
- (2) 中心市街地 第4期白河市中心市街地活性化基本計画で定める区域をいう。
- (3) ショーウインドー 店舗等の路面に設置された商品等を陳列するガラス張りの飾り棚のことをいう。
- (4) 所有者 登記事項証明書に所有者として記載されている者をいい、未登記の店舗等にあつては固定資産課税台帳に登録されている者をいう。
- (5) 事業者 店舗等の所有者又は賃借人で、自ら事業を行う中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。）及び個人事業主をいう。

(補助対象区域)

第3条 補助金の交付の対象となる区域は、中心市街地とする。

(補助対象物件)

第4条 補助金の交付の対象となる物件は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす店舗等とする。

- (1) 原則として、道路に面した店舗等の1階に位置していること。

(2) 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗でないこと。

(3) 過去に国、県、市その他公的機関から同様の補助金等の交付を受けたことにより、改装について制限を受けている店舗等でないこと。

（補助対象事業者）

第5条 補助金の交付の対象となる事業者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

(1) 補助金の交付を受けた後、原則として3年以上事業を継続する意思があること。

(2) 原則として、1日4時間以上かつ週4日以上営業すること。

(3) 営業終了後、午後10時までショーウィンドーを点灯し、容易に視認できる状態にしておくこと。

(4) ショーウィンドーに関して市の広報活動に協力すること。

(5) 所有者の同意を得ていること（事業者が賃借人の場合に限る。）。

(6) 市区町村税の滞納がないこと。

(7) 白河市暴力団排除条例（平成24年白河市条例第31号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等又は第10条に規定する社会的非難関係者でないこと。

(8) フランチャイズチェーン事業、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条第1項に規定する連鎖販売業又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業でないこと。

（補助対象経費）

第6条 補助金の交付の対象となる経費は、別表のとおりとし、交付決定日からその日の属する当該年度末までに要した経費とする。

（補助金の額）

第7条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の額又は80万円のいずれか低い方の額とする。この場合において、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（第1号様式）

に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) 誓約書（第4号様式）
- (4) 店舗等の位置図
- (5) 店舗等の現況が分かる写真等（内観及び外観）
- (6) 補助対象経費に係る見積書の写し
- (7) 店舗等に係る登記事項証明書（発行日が3月以内のもの）又は固定資産税納税通知証明書等の写し（未登記の場合）
- (8) 店舗等が賃貸借物件の場合は、店舗等の賃貸条件が分かる書類又は賃貸借契約書の写し
- (9) 税の滞納がないことを証明する書類
- (10) 事業者が法人の場合は、登記事項証明書、法人要覧、定款、規約、役員名簿、直近の決算書等
（補助金の交付決定）

第9条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、補助金交付（不交付）決定通知書（第5号様式）により通知するものとする。

（事業内容の変更等）

第10条 規則第7条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更は、経費の配分の変更のうち、補助金額に変更がなく、20%以内の変更をする場合とする。

2 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者が事業内容の変更等をする場合は、補助事業変更（中止・廃止）承認申請書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による承認を行う場合は、補助事業変更（中止・廃止）承認通知書（第7号様式）により、事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第11条 事業を完了した事業者は、補助事業実績報告書（第8号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書（第9号様式）
- (2) 補助対象経費に係る契約書、請求書又は領収書の写し

(3) ショーウィンドー設置前後の写真

(4) その他事業内容が分かる資料

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し
適当と認められたときは、補助金確定通知書（第10号様式）により通知す
るものとする。

(補助金の交付請求)

第13条 第9条の規程により補助金の交付決定を受けた者は、補助金請求書
（精算払）（第11号様式）を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第14条 規則第21条第1項に規定する補助金の返還期限は、当該命令のな
された日から14日以内とする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額)

第15条 事業者は、第8条第1項の規定による補助金の交付申請にあたり、
補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含
まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第1
08号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及
び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費
税の税率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除額」という。）を
減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該消費税等
仕入控除額が明らかでないものについては、この限りでない。

2 事業者は、規則第16条に規定する実績報告を行うにあたり、補助金に係
る消費税等仕入控除額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除額を減額
して報告しなければならない。

3 事業者は、事業が完了した後に消費税及び地方消費税の申告により補助金
に係る消費税等仕入控除額が確定した場合には、速やかに消費税等仕入控除
額の確定に伴う報告書（第12号様式）を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定により報告書が提出された場合は、当該消費税等仕入
控除額の全額又は一部の返還を命じることができる。

(財産の管理)

第16条 事業者は、事業が完了した後も財産を善良なる管理者の注意をもつ

て管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその効果的運用を図らなければならない。

(財産処分の制限)

第17条 この要綱による補助金の交付を受けて取得した取得価格50万円以上の機械器具、設備等及び取得後5年を経過していない50万円未満の機械器具、設備等は、規則第24条第1項各号に規定する財産とする。

2 規則第24条第1項ただし書に規定する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表第1又は別表第2によるものとする。ただし、前項に規定する取得後5年を経過していない50万円未満の機械器具、設備等については、この限りでない。

3 事業者は、やむを得ず第1項に規定する財産を前項の期間が経過する前に処分しようとするときは、あらかじめ取得財産処分承認申請書(第14号様式)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

4 事業者は、前項の承認を受け財産を処分したことにより収入が発生したときは、その全部又は一部を市に納付するものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月1日から施行する。

別表（第6条関係）

ショーウィンドー新設及び改修費	内外装工事、設備工事、設計費又は資材購入費
-----------------	-----------------------

備考

- 1 ショーウィンドーに展示する物品は、対象経費に含めないこと。
- 2 ショーウィンドーに使用するガラスは、強化ガラス等、安全性に配慮したものであること。
- 3 ショーウィンドーの設置に関しては、白河市景観計画に基づく景観形成基準、白河市屋外広告物等に関する条例（平成27年白河市条例第54号）その他の関係法令等に適合していること。

第1号様式（第8条関係）

年 月 日

白河市長

住 所
申請者 事業所名
代表者名

補助金交付申請書

白河市商店街ショーウインドー設置補助金交付要綱第8条の規定により、補助金の交付を申請します。

記

- 1 補助対象事業費 円
- 2 補助金交付申請額 円
- 3 補助事業期間 年 月 日着手
年 月 日完了（予定）

【添付書類】

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) 誓約書（第4号様式）
- (4) 店舗等の位置図
- (5) 店舗等の現況が分かる写真等（内観及び外観）
- (6) 補助対象経費に係る見積書の写し
- (7) 店舗等に係る登記事項証明書（発行日が3月以内のもの）
- (8) 店舗等の賃貸条件が分かる書類又は賃貸借契約書の写し（賃貸借物件の場合）
- (9) 税の滞納がないことを証明する書類
- (10) 法人の場合は、登記事項証明書、法人要覧、定款、規約、役員名簿、直近の決算書等

第2号様式（第8条関係）

事業計画書

1 申請者の概要

法人・団体名	(ふりがな)	
	(年 月 設立)	
代表者 氏名	(ふりがな)	
所在地 (現住所)	〒 —	
代表者 生年月日	年 月 日生 (満 歳)	
主な経歴 ※個人事業主	年 月	
	年 月	
	年 月	
連絡先	電話・携帯 メール (担当者氏名)	

2 店舗等の情報

所在地	白河市		
建築物の形態	<input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 店舗併用住宅		
所有者	住所 氏名 事業者との関係 ()		
店舗名			
主な業種			
ショーウィンドー設置予定日	年 月 日		
営業日	<input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 火 <input type="checkbox"/> 水 <input type="checkbox"/> 木 <input type="checkbox"/> 金 <input type="checkbox"/> 土 <input type="checkbox"/> 日 <input type="checkbox"/> 祝日	営業時間	午前・午後 時 ~ 午前・午後 時

第3号様式（第8条関係）

収支予算書

1 収入

（単位：円）

科目	予算額	積算根拠
自己資金		
借入金（ ）		
市補助		
その他（ ）		
合計		

2 支出

（単位：円）

科目		予算額	積算根拠
補助対象	内装工事		
	外装工事		
	設備工事		
	設計費		
	資材購入費		
	小計		

第4号様式（第8条関係）

白河市長

誓約書

白河市商店街ショーウインドー設置補助金の交付を申請するにあたり、下記事項について誓約します。

記

- 過去に国、県、市その他公的機関から同様の補助金等の交付を受けたことにより、改装について制限を受けている店舗等ではありません。
- 補助終了後、原則として3年以上事業を継続します。
- 原則として1日4時間以上かつ週4日以上営業します。
- 営業終了後、午後10時までショーウインドーを点灯し、容易に視認できる状態にしておきます。
- 市のSNSや広報紙等への取材（写真の掲載等）に協力します。
- （店舗等を賃借している場合）ショーウインドー設置に関して所有者の同意を得ています。
- 市区町村税の滞納はありません。
- 白河市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等又は同条例第10条に規定する社会的非難関係者ではありません。
- フランチャイズチェーン事業、特定商取引に関する法律第33条第1項に規定する連鎖販売業又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業ではありません。
- 店舗等にショーウインドーを設置する場合は、白河市景観計画に基づく景観形成基準、白河市屋外広告物等に関する条例その他の関係法令等に適合するものとします。

年 月 日

住 所
申請者 事業所名
代表者名

第5号様式（第9条関係）

年 月 日

様

白河市長



補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった白河市商店街ショーウインドー設置補助金について、交付（不交付）決定したので、白河市商店街ショーウインドー設置補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

1 決定内容

補助年度	補助金等の名称 白河市商店街ショーウインドー設置補助金
補助対象事業費 円	交付金額 円

2 その他

白河市長

住 所
申請者 事業所名
代表者名

補助事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け第 号で交付決定を受けた白河市商店街ショーウインドー設置補助金について、下記の理由により事業内容を変更（中止・廃止）したいので、白河市商店街ショーウインドー設置補助金交付要綱第10条第2項の規定により申請します。

記

- 1 変更（中止・廃止）理由
- 2 変更（中止・廃止）年月日
- 3 変更内容

項 目	変更前	変更後

第7号様式（第10条関係）

年 月 日

様

白河市長



補助事業変更（中止・廃止）承認通知書

年 月 日付けで申請のあった白河市商店街ショーウインドー設置補助金変更（中止・廃止）承認申請について、下記のとおり承認（不承認）したので、白河市商店街ショーウインドー設置補助金交付要綱第10条第3項の規定により通知します。

記

- 1 交付決定額
- 2 変更交付決定額
- 3 変更内容

項目	変更前	変更後

白河市長

住 所
申請者 事業所名
代表者名

補助事業実績報告書

年 月 日付け第 号で交付決定を受けた補助金の事業が完了したので、白河市商店街ショーウインドー設置補助金交付要綱第11条の規定により報告します。

記

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 補助金精算額 円
- 3 補助事業期間 年 月 日着手
年 月 日完了
- 4 事業所開設年月日 年 月 日
- 5 消費税等仕入控除額の取扱い
- 課税事業者ではない。
 - 消費税等仕入控除額を減額して交付申請を行った。
 - 実績報告時に消費税等仕入控除額が確定したので、決算額から消費税等仕入控除額を減額した。
 - 消費税等仕入控除額が確定していないので、決算額から当該補助金に係る消費税等仕入控除額は減額していない。

【添付書類】

- (1) 収支決算書（第9号様式）
- (2) 補助対象経費に係る契約書、請求書又は領収書の写し
- (3) ショーウインドー設置前後の写真
- (4) その他事業内容が分かる資料（チラシ、ホームページの写し等）

第9号様式（第11条関係）

収支決算書

1 収入

（単位：円）

科目	決算額	積算根拠
自己資金		
借入金（ ）		
市補助		
その他（ ）		
合計		

2 支出

（単位：円）

科目		決算額	積算根拠
補助対象	内装工事		
	外装工事		
	設備工事		
	設計費		
	資材購入費		
	小計		
合計			

第10号様式（第12条関係）

年 月 日

様

白河市長



補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった白河市商店街ショーウインドー設置補助金について、審査を行った結果、適当であると認められますので、白河市商店街ショーウインドー設置補助金交付要綱第12条の規定によりその額を通知します。

記

補助金確定額

円

白河市長

住 所
申請者 事業所名
代表者名

補助金請求書 (精算払)

年 月 日付け第 号で交付決定を受けた白河市商店街ショーウインドー設置補助金について、白河市商店街ショーウインドー設置補助金交付要綱第 1 3 条の規定により請求します。

記

1 請求額

交付決定通知額①	円
既交付額②	円
今回交付請求額③	円
未交付額 (① - (② + ③))	円

2 振込先口座

金融機関名	銀行 信用金庫 組合	本店 支店・支所 出張所	
預金種別	1 普通 2 当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義			

第12号様式（第15条関係）

年 月 日

白河市長

住 所
申請者 事業所名
代表者名

消費税等仕入控除額の確定に伴う報告書

年 月 日付け第 号で交付決定を受けた白河市商店街ショーウインドー設置補助金について、白河市商店街ショーウインドー設置補助金交付要綱第15条第3項の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金額 円
- 2 補助金の額の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
円
- 3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
円
- 4 補助金返還相当額（3－2） 円

（注）積算の内訳を添付すること。

第13号様式（第17条関係）

年 月 日

白河市長

住 所
申請者 事業所名
代表者名

取得財産処分承認申請書

年 月 日付け第 号で交付決定を受けた白河市商店街ショーウインドー設置補助金により取得した財産を下記のとおり処分したいので、白河市商店街ショーウインドー設置補助金交付要綱第17条第3項の規定により申請します。

記

- 1 品目
- 2 取得価格及び時価
- 3 取得年月日
- 4 処分の理由
- 5 処分の方法
- 6 処分子定価格